

美唄市まちづくり基本条例の一部改正（素案） に関する意見と市の考え方

パブリックコメント手続による意見提出 ～8項目（1名、1 団体）の意見提出がありましたので、項目ごとに市の考え方を整理しました。

意見の要旨	市の考え方
<p>1 前文（「新たな自治」ではなく憲法が定める「地方自治の本旨」とする） 前文では、助け合いが強調され、「新たな自治」の実現が目指されています。 「新たな自治」とは、全体を通して見ると、憲法第92条に定める「地方自治の本旨」とは異なり、上から目線の押しつけ自治となっています。 「新たな自治」という言い方で、現憲法の「地方自治の本旨」を曖昧にすべきではありません。</p>	<p>「新たな自治」は、条例制定の背景や基本的な考え方、決意を明らかにしている「前文」の中で掲載されているもので、その部分だけを切り取って議論するものではないと考えております。 時代に即した新たな自治の実現を目指すためには、行政や議会の活動（団体自治）や市民の意志を行政に反映させるための活動（住民自治）がますます重要になってくることから、「地方自治の本旨」の意味するところと合致していることは言うまでもありませんが、「前文」で伝えたい趣旨が「時代に即した新たな自治」であることからこうした規定となっております。</p> <p>以上のことから、改正しない整理とさせていただきます。</p>
<p>2 基本原則（基本原則は「情報の共有」が前提） 基本原則に「住民主体のまちづくり」「情報共有」「協働のまちづくり」が挙げられています。 まちづくり(住民自治)は、その前提に「情報の共有」があって、住民参加が意味をなします。 従って、まちづくりの基本原則の第一は「情報共有」とすべきです。</p>	<p>まちづくり基本条例は、他のまちの借り物ではない、そのまちに合ったまちづくりの理念、基本原則や基本ルールを定める必要があります。 美唄市の場合、基本条例策定に当たっては市民公募委員等により構成された「わたしたちの自治検討委員会」の委員の皆様の意見を踏まえて、基本理念に「人権の尊重」「平和の希求」「自然との共生」の順に規定し、基本原則に「市民主体のまちづくり」「情報の共有」「協働のまちづくり」の順に規定しています。 「住民自治」とは、住民の意思が政策や方針決定に反映されることであると考えており、「市民主体のまちづくり」（第7条）はその考え方を基本としております。 「まちづくり」は、「政策の立案」「実施」「評価」というすべての活動の総体であり、そこでは、行政主導ではなく、主権者である市民が主体であるべきと考えており、行政が果たすべき使命・役割を回避する趣旨ではありません。 条例の構成は、「市民がまちづくりの主体」であることを確認した上で、そのために必要な道具立てとして、「情報の共有」「協働のまちづくり」の規定を配置しています。</p> <p>以上のことから、改正しない整理とさせていただきます。</p>

意見の要旨	市の考え方
<p>3 市民の権利（住民が主権者であることを明確にする） 住民がまちづくりに「参加」とか「参画」とか、いろいろな表現がされていますが、住民は主権者としてまちづくりに参加する権利があるということを、明確にする必要があります。</p>	<p>第7条に「市民主体のまちづくり」を規定しており、市民がまちづくりの主体であることを明確にしております。 市民のまちづくりに参加する権利については、第10条（市民の権利）において、「市民は、まちづくりに参加する権利があります」と規定しております。 なお、参加と参画の用語の定義については、条例第2条(定義)第1項第4号（参画）において規定しております。 具体的には、参画とは、市民がまちづくりに参加するだけにとどまらず、政策立案等の意思決定過程、実施過程、評価過程などに主体的に関わり、行動することをいい、参加と比べると、より主体的な関わりを意味しております。</p> <p>以上のことから、改正しない整理とさせていただきます。</p>
<p>4 市民の義務（「市民の義務」ではなく「市民の責務」とする） 近代憲法では、憲法は国民が国家に対して義務を課すもの、法律は国家が国民に対して義務を課すものとされています。 憲法で示される本来の意味での義務は、第99条の公職者に向けられた憲法の尊重・擁護義務です。 国民に対しては、教育の義務、勤労の義務、納税の義務などがあります。 これは、人権相互の矛盾衝突を調整するため（公共の福祉）にもうけられたものです。 「義務」とは従うべきという強い意味を持っています。 本市では、「市民の義務」とされていますが、外的な規制のニュアンスのある「義務」という表現ではなく、多くの基本条例で使用されている「責務」とすべきです。 先に述べたように、憲法は、権力(行政)を抑制する規範であり、市民の行動を規律する規範ではありません。</p>	<p>「市民の義務」（第11条）は、まちづくりにおける市民の皆さんの心構えを記述したもので、日常の言動を規制や制約するものではありません。 一般的に「権利」に対して「義務」があり、他の言葉にするより「義務」のまま残した方が分かりやすいという趣旨で、条例制定時の市民検討委員会の考え方で整理されております。</p> <p>以上のことから、改正しない整理とさせていただきます。</p>
<p>5 公共の利益（「公共の利益」ではなく憲法が定める「公共の福祉」とする） 本市では、「公共の利益を念頭において、自らの発言と行動に責任を持ちます」と表現されています。 「公共の利益」とは住民サービスの縮小及び負担増を正当化するために使用されているもので、住民の権利の調整の基準は、憲法が定める「公共の福祉」とすべきです。</p>	<p>まちづくりを行うに当たっての、「公共の利益」の考え方は、個人的な利害関係だけでまちづくりを行うことなく、意見を述べたり行動する際も「公共の利益」、すなわち、特定の人又は団体の利益に偏らない市民全体の利益を考え行うべきであり、また、その責任を持つべきことを示しております。 公共の福祉は社会生活における共同の利益であり、すなわち、公共の利益ということです。</p> <p>以上のことから、改正しない整理とさせていただきます。</p>

意見の要旨	市の考え方
<p>6 コミュニティ（コミュニティの自立性の尊重と支援、まちづくり） 本市では、「コミュニティは...まちづくりに参加するよう努めます」となって、まちづくりの参加を当然視しています。 コミュニティの活動と行政との関わりは、自治体は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動を必要に応じて支援する、まちづくりの重要な担い手となるコミュニティの役割を認識し、コミュニティを守り育てるように努める、とすべきです。</p>	<p>コミュニティは、自主的に結ばれた組織（第2条定義）であり、主体的にまちづくりに参加...（第12条コミュニティの役割）としており、まちづくりの参加を当然視している内容とはなっておりません。 また、コミュニティの活動と行政の関わりについては、第12条において、その役割を尊重し、お互いのコミュニティが連携できるようコーディネートするなど、市民、市議会、執行機関が支えていくべきことを規定しております。 条例第12条第1項において、町内会独自の自主的な活動と行政とともに活動の両方を意図しており、主張されている内容とは、趣旨が同一と考えます。 以上のことから、改正しない整理とさせていただきます。</p>
<p>7 安全・安心（補完性の原理が自己責任論として導入されている） 安全安心の確保の1項に市民、2項にコミュニティ、3項に執行機関の努力義務など、「補完性の原理」（Principle of Subsidiarity）が導入されています。「補完性の原理」とは、国家とEUの権限を調整したものです（1992年、EU統合で採択されたマーストリヒト条約）。 しかし、導入された「補完性の原理」は、経済同友会の提言に倣ったもので、国の役割を縮小して基礎自治体の業務を拡大する上からの再構築です。 近接生の原理が行かされるようにも見えますが、その業務に相応しい人材や財源が保障されていないから、ただ業務を押しつけた格好になっています。 自治体では、押しつけられた業務を不本意ながら住民に転嫁するかたちで解決しようとしています。 「補完性の原理」は、国から自治体へ、自治体から住民への業務の移転であり、住民福祉の切り下げの原理、自己責任論として使われています。 補完性の原理はその他でも導入され、自治体の業務を住民に肩代わりさせる原理として使われています。 第33条（安全・安心の確保）は、あえて「補完性の原理」を導入せず、「市は、市民の生命、身体、安全な暮らしを守るため、緊急時に、迅速かつ適切な対応ができる体制を確立するとともに、市民やコミュニティの自主的な活動を支援し、関係機関、市民との連携、協力を努める」、というような表現で十分な筈です。</p>	<p>防災の基本は、「自分の身は自分で守る」です。 災害に対する日常の備えは一人ひとりがしなければならないことですし、発生したその時には、まず自分で安全を確保しなければ、他の人の手助けもできません。 コミュニティの役割は、自主防災組織のように、行政などの防災機関が動き出す前の段階で、身近にいる人たちが助け合い、被害を軽減することの重要性を示すものです。 第33条は、防災・防犯などの段階的な防衛手段を市民の皆さんに理解していただくために、市民、コミュニティ、執行機関の順に構成したものであり、この分野における行政の役割が転嫁可能なものとは考えておりません。 市民の安全を確保して、安心な暮らしを送ることができるようすることは、まちづくりの基本であると考え、条例化するものであります。 以上のことから、条例第33条における補完性の原理に関する考え方は、変更しない整理とさせていただきます。</p>

意見の要旨	市の考え方
<p>8 第23条の条文を怠った職員に対しては厳しい罰則を決めた規定の条文を設けるべきです。</p>	<p>美唄市まちづくり基本条例第23条で定める、説明・応答責任において、執行機関が行う施策に関しては、市民が十分理解できるような説明をすること、また、市政に関する市民の質問や意見等に対して、速やかに誠意をもって応答すること、苦情処理の申し立てに対しては、市民にとって分かりやすく、かつ迅速な処理、解消に努めることを規定しているものです。</p> <p>なお、職員が、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合や全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合等においては、地方公務員法に基づき、美唄市職員の分限及び懲戒に関する条例及び職員の懲戒処分取扱等に関する規程に基づき、処分等を行っているところです。</p> <p>以上のことから、改正しない整理とさせていただきます。</p>